



## 新薬学者集団アピール

# 「薬局・薬店でのたばこ販売は禁止を」に大きな反響

新薬学者集団運営委員会

### WHO たばこ規制枠組み条約の具体化を受けて

新薬学者集団運営委員会では、以前からたばこの問題について話し合ってきており、公衆衛生分野で初めての国際条約として世界保健機関（WHO）の「たばこ規制枠組み条約」<sup>1)</sup>が発表されたあと、日本政府がこの条約を批准するよう求めるアピールの発表について検討していました。しかし、日本政府が、率直に言ってちょっと意外の感もあったものの、この条約を他国に率先して批准することが伝えられ、このアピールの発表を中止したということがあります。なお、日本政府は2004年6月8日、この条約の受諾書をニューヨークで国連事務総長に提出し、批准しました。条約は40か国以上の署名国の批准を経て、2005年2月27日に発効し、168か国が署名、66か国が批准（WHOのホームページ、2005年5月22日現在）しています<sup>2)</sup>。

### たばこ自販機設置条件の意見募集に応募

その後、財務省が、たばこ自動販売機を従業員の見える範囲に置かなければ販売を承認しないという方針を決め、これに対するパブリックコメントを募集しました。財務省は、政府が青少年育成施策大綱で未成年者へのたばこの販売を防止するよう求めていることから、規制を強化することにしたものです。運営委員会では、下記のコメントをシグマネットで会員に諮った後、2004年8月12日に財務省に提出しました。

**意見：**

紙巻タバコ喫煙による健康被害は予想以上に大きく、最近 2004 年 6 月 26 日号の英国医師会雑誌 (BMJ 328, 1519-29) の論文は、34,439 人に上る多数の英国男性医師について 50 年間にわたり喫煙習慣と死亡をモニターし、1900 年から 1930 年までに生まれた男性のうち、紙巻タバコのみを吸い続けた喫煙者は、生涯にわたって喫煙しなかった者より平均して 10 年早く死亡したことを明らかにしています。

この紙巻タバコ喫煙による健康被害を防ぐ重要なポイントとなるのが、未成年者の喫煙習慣形成の防止にあることは、有識者により指摘されているところであります。

今回の「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領について」通達の一部改正 (案) は、その意味で意義の大きいものであり、時宜を得たものとして賛同致します。

さらに、問題は既存 (既許可) の紙巻タバコ自販機についても、従業員の見える範囲に置かれていないものが多く見られることです。今回の一部改正の趣旨の徹底のためにも、既存 (既許可) の紙巻タバコ自販機についても同様の観点から許可を見直すなどの措置を、是非行っていただくよう要望します。

その後、12 月に入って、この条約が 2005 年 2 月に発効するとの報道がありました。

WHO は 1 日、たばこの広告や販売促進を制限する「たばこ規制枠組み条約」が来年 2 月 28 日に発効すると発表した。条約は発効から 5 年で広告を原則禁止とすることや、「マイルド」「ライト」といった商品表示で健康に与える被害が少ないという誤解を与えないような措置を求めている。日本でも条約発効に備え、電車やバス内の商品広告の禁止に加え、来年 3 月をメドに屋外や駅構内の広告看板を禁止、来年 6 月末の出荷分までには、たばこの包装にはすべて健康に影響を与える旨の注意表示を明記するという (日経, 2004 年 12 月 2 日)。

**「薬局・薬店でのたばこ販売は禁止を」アピール**

この公衆衛生分野では初めての国際条約を率先して批准した日本は、発効を機会にたばこ規制の国内法を整備することになります。運営委員会では、この機会をまたとない好機と捉え、兼ねてから懸案となっていた薬局での自動販売機などによるたばこ販売の問題をアピールすることにしました。2005 年 2 月、運営委員会でもとめたアピール案を、シグマネットをとおして会員に諮りました。この運営委員会案では「薬局などでのたばこ販売は禁止を」となっていますが、会員からの指摘を受け、「薬局など」を「薬局・薬店」とより明確化することとし、下記のアピールが確定しました。なお、アピールの最後の文中では「薬局など」の表現のままとしています。これは、薬店に国際薬学薬剤師連合 (FIP) の呼びかけに応じてたばこ販売を直ちに中止するよう求めるのは、薬剤師は雇用されており権限はあまりないという実情から困難な面があることを考慮したためです。他方、国に対して禁止措置を求める場合には、「薬局・薬店でのたばこ販売を…」とすることに問題はないと考えています。

## 薬局・薬店でのたばこ販売は禁止を

2005年2月18日  
新薬学研究者技術者集団

世界保健機関（WHO）の「たばこ規制枠組み条約」が、いよいよ2005年2月27日に発効します。この条約は、公衆衛生分野では初めての国際条約で、日本は率先して批准しました。条約は締約国に、たばこの広告や販売促進の原則禁止や、包装面の30%以上を健康への警告表示にあてることなどを義務付けています。

今回の発効により日本は、3-5年の間に国内の法的な整備を進めることとなります。

たばこの害について2004年12月、米国ハーバード大学の研究グループは、2000年の1年間に喫煙が原因で死亡したと考えられる人は、全世界の482万人で死因の12%を占めるとの調査結果を発表しました。また、2004年6月26日号の英国医師会雑誌（BMJ）の論文は、34,439人に上る多数の英国男性医師について、50年にわたり喫煙習慣と死亡をモニターした息の長い研究で、紙巻たばこを吸いつづけた喫煙者は、生涯にわたって喫煙しなかった人より平均して10年早く死亡したことを、明らかにしています。

最近、国としては初めてブータン政府が2004年12月17日からたばこの販売を禁止しました。また、イタリアでは学校、役所、鉄道など公共の場所での禁煙の総仕上げとして、1月10日から飲食店での喫煙が禁止されました。

世界でも日本でもたばこによる死亡や健康被害をなくそうとの取り組みが進む中で、日本では今でも薬局・薬店でのたばこ販売が容認されています。しかし、健康被害の原因物質と治療剤の両方を販売して利益を得るなどということが、許されるはずがありません。

国（厚生労働省）は、「たばこ規制枠組み条約」発効に伴う条件整備を進める上で、薬局・薬店でのたばこ販売を禁止すべきです。

国際薬学薬剤師連合（FIP）は2004年9月に、すべての認可を受けたヘルスケア施設から、たばこ販売を排除する法制化を支持する旨を表明し、薬局でのたばこ販売の禁止を求めています。薬局なども法制化を待つのでなく、国際薬学薬剤師連合（FIP）による呼びかけに応じ、たばこ販売を直ちに中止すべきです。

このアピールは、集団ホームページに掲載するとともに、厚生労働省、日本薬剤師会、薬事日報社、じほう（Japan Medicine 編集部）などに送付、同時に関連する医療・薬学系メーリングリストに書き込みました。そして、その反響は運営委員会が予想したものよりはるかに大きいものでした。

## 業界マスコミ紙がアピールを報道

マスコミ関係で送付したのは、薬事日報と Japan Medicine の 2 紙だけだったのですが、両紙ともこのアピールの発表をニュースとして掲載しました。

薬事日報, 2004 年 2 月 23 日付け

### 薬局のたばこ販売禁止を 新薬学者集団がアピール

WHO の「たばこ規制枠組み条約」が 27 日に発効することから、新薬学研究者技術者集団（代表・野口衛氏）は 18 日、薬局・薬店でのたばこ販売禁止を訴えるアピールを行った。

たばこによる健康被害をなくす取り組みが国内外で進められ、FIP も薬局を含むすべてのヘルスケア施設から、たばこ販売を排除する法制化の支持を表明していることを指摘し、厚生労働省に薬局等のたばこ販売を禁止するよう求めた。

Japan Medicine, 2005 年 2 月 23 日付け

### 薬局・薬店でのたばこ販売に NO!

有効で安全な薬物療法の実現などを目指す新薬学研究者技術者集団は 22 日までに、厚生労働省は薬局・薬店でのたばこの販売は禁止すべきだなどと訴えた声明文をまとめた。

声明文「薬局・薬店のたばこ販売は禁止を」は、27 日に WHO のたばこ規制枠組み条約が発効するのを機会にまとめられた。

同集団は声明で、たばこによる死亡や健康被害をなくそうという取り組みが世界各国で進む状況を紹介。一方、日本では薬局などでのたばこ販売が容認されていることから、「健康被害の原因物質と治療剤の両方を販売して利益を得るなどということが、許されるはずがない」と指摘した。

その上で、厚労省が国際条約の発効に伴って進める法整備の過程で、たばこの販売禁止を実施する必要があるとしている。

薬局にも、「法制化を待つのではなく、販売を直ちに中止すべき」と呼び掛けた。

同集団の会員は、大学、行政機関、病院薬局、調剤薬局、製薬企業など広範囲にわたり、「職場に根差した薬学の創造」を方針に掲げている。

さらに 2005 年 3 月 4 日付け Japan Medicine 紙では、同紙の社説に相当する「記者の視点」欄でもこの問題を取り上げました。「たばこ規制—薬局・薬店も責任ある対策を」と題する「記者の視点」（署名：伊藤豊）は、たばこ規制枠組み条約発効を機に、さまざまな立場から具体的なたばこ対策が取り組まれているが、「もうひとつ忘れてはならないのが薬局・薬店の存在だ」として、薬局・薬店のたばこ販売の例をあげ、「健康産業の担い手であるなら、今こそ、責任ある姿勢を示さなければいけないはずだ」と書いています。

このあと、禁煙手当を支給する岡山県を地盤とする中堅ドラッグストアチェーンを紹介し、

続けて次のように書いています。

薬局・薬店でのたばこ対策をめぐってはこのほか、27日のたばこ規制枠組み条約発効に合わせ、大学、行政機関、病院・調剤薬局、製薬企業に勤務する薬剤師などで組織する「新薬学研究者技術者集団」が、薬局・薬店でのたばこの販売を禁止すべきだとの声明文を公表した。

この中で同集団は、厚生労働省に規制を求める一方で、薬局・薬店に対しても「法制化を待つのではなく、販売を直ちに中止すべき」と呼び掛けている。

禁煙サポート、禁煙外来を標ぼうする医療機関にたばこの自販機が設置されていたら、患者はどう思うだろうか。繰り返しになるが、全国の薬局・薬店、ドラッグストアには、果たすべき役割と患者・生活者のニーズをよく考え、責任ある姿勢を示してもらいたい。

### 全国の薬剤師から大きな反響が

また、全国各地の薬剤師から、アピールへの支持とともに薬局でのたばこ販売をめぐる各地の実情報告が寄せられました。これらのなかには、県の薬剤師会の幹部が日本薬剤師会の公式会合で新薬学者集団のアピールについて執行部の見解を尋ねたいと言われていたという知らせなどがあった反面、地域の薬剤師会のなかでこの問題の解決にとりくんでいるが、幹部が自分の薬局でたばこを売っていて取り上げず、握りつぶしている例や、学校薬剤師としての功績で表彰も受けている薬剤師が自分の薬局にはたばこの自動販売機をおいている事実を示し問題にしようとしたところ、逆に薬剤師会の幹部から「法的な問題が絡むので止めよ」と言われたなど、深刻な例もありました。

これらは、この問題について職能団体として自浄作用を発揮すべき日本薬剤師会が、そうできていない現実を如実に示しています。もちろん、そうしなくてはならないと考えている幹部も多くいます。1例として、最近の大阪府薬雑誌（2005年3月号）に掲載された、「“たばこ対策”に対する薬剤師としての取り組み」（山村万里子）をあげておきます。山村氏は、未成年者の喫煙防止対策について、自販機でのたばこ販売が非常に問題であることを書いたあと、次のように述べています。

某市が主催した禁煙の講演会に出席したときです。沢山のスライドが示され、それぞれが説得力がありました。その中に薬局の店頭の写真がありました。「健康相談」というポスターの横にタバコの自販機が設置されていました。「この薬局の薬剤師さんは薬物乱用防止教育の責任者らしいですよ」というコメントまで出されていました。薬物乱用問題とは意を異にすると思いつつも思わず、講演会の入り口で「職業：薬剤師」と書いたことを思い出しヒヤッとしました。（中略）

未成年者の喫煙防止に取り組むという方針に基づくと、ジュースと同じ感覚で安易

に入手できる、青少年が興味本位でタバコを手にいれることのできる自販機は、店頭から自粛するという勇気ある決断が必要な時期にきているのかもしれない。

「健康相談」というポスターの横にたばこの自販機が設置されている薬局などというのは、相当なブラック・ユーモアですが、これは現実の話で、薬学人として笑っている訳にはいきません。

### 薬局・薬店のたばこ販売に関し、日本薬剤師会は

この問題に対する日本薬剤師会の見解ですが、昨年11月27日、東京（医師会館）で開催された「たばこ規制枠組み条約発効記念の催し」で、木村隆次常務理事が日本薬剤師会の禁煙運動の取り組みについて報告しています。そのなかで次のように発言しています<sup>3)</sup>。

…これは後でおしかりを受けてはいけませんので先にお話させていただきます。私共の仲間たちにたばこを売っている人たちがいます。しかしその人たちに、たばこを売るのは止めろとはちょっとまだ言いにくいというところがありまして、まずはたばこの害の広報啓発をし、外堀を埋めて、多分売り上げが落ちれば止めるであろうということも考えまして、日本薬剤師会としてはまだそこまで踏み込めないということで「薬局・薬店内の禁煙を進める」ということにしています。…

しかし、この催しの反省のなかで2004年12月14日に開催された「常務理事打ち合わせ会」（会長，副会長，専務理事，常務理事出席）では、いったんは次のことが確認されます<sup>5)</sup>。

木村常務理事より、11月27日の標記発効記念の催しについては、30日の常務理事打ち合わせ会において報告したところであるが、12月13日に同催しの反省会が開催され、催し当日に会場で行った「現在と将来の世代をたばこの害から守るために」のアンケート調査の回答結果が報告された。同報告の中には、薬局等におけるタバコ販売の禁止を強く求める回答が圧倒的に多かった。なお、「たばこ規制枠組条約」は批准国が11月30日に40か国に達し、90日後の来年2月28日に発効する、と報告された。

本件に関連して、薬剤師会として同条約が発効することの重みを真剣に受け止め、薬局等におけるタバコの販売の全面禁止に向けて検討すべき旨確認された。

ところが、この日からまだ40日ほどしかたっていない2005年1月25日に開催された同じ「常務理事打合会」では、驚くことに次の確認がされているのです<sup>5)</sup>。

また、薬局等におけるたばこ販売見直しについては薬局でたばこを扱ってきた歴史的経緯や実態調査を実施したうえで慎重に対応することとされた。

## 医療従事者や市民からも励ましが

薬剤師以外の医療従事者や医療に関心をもつ市民の方々からも、多くの励ましをいただきました。ここではそれらの中から、医療経済学を研究されている方から頂いた書き込みの要旨を記載します。

薬局・薬店でのごたばこ販売についての新薬学者集団のアピールに関してのコメントです。皆様すでにご存知かも知れませんが、現在日本では 14 社の生命保険会社が非喫煙者の保険料が安くなる非喫煙者割引保険を販売しています。ご指摘の通り、たばこの喫煙者は、非喫煙者と比較しはるかに高い死亡率を示しますので（例えば 1 日 20 本の喫煙で約 2 倍）、これら非喫煙商品は「喫煙者がその危険に応じて、非喫煙者よりも余分に金を払う必要がある」という極めて生物学的・数学的・統計学的な産物です。

今までの保険料では、非喫煙者が喫煙者の保険料をも支払っているという非常に不公平な状態になっています。さらにある生保会社の試算では、日本からたばこが無くなると、受動喫煙の害も含めると国民医療費が現在の 70%以下で済むという報告さえあります。

いまだに医療従事者が、好みとか、ストレス解消とか、権利とかの理由で、喫煙しているのが気になりますが、禁煙を推進して下さる医療関係者が増えてゆくのはうれしい事です。私も微力ながら協力させていただきます。

## 薬学人としてもっと社会に発言が必要では

今回のアピールに対する反響が大きかった理由として、今回のたばこの薬局・薬店での販売のこともそうですが、薬や薬学に関係する問題で薬学人の当然あるべき発言がない。薬学人が主体的にどう考えているのかわからない。そうした状況のなかで、今回の新薬学者集団のアピールが薬局・薬店でのごたばこ販売の問題に的確に答えることができ、新鮮な印象を与えたことがあるようです。

今後も、薬や薬学に関係する問題で良識ある薬学人はこう考えているということをアピールできるよう、お互いに努力していきたいと思います。

## 文献

1) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)

厚生労働省の「たばこと健康に関する情報ページ」

[<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>] には、上の条約を含め関係資料がまとめられている。

2) <http://www.who.int/tobacco/framework/countrylist/en/>

3) <http://www.jcancer.jp/nonsmoking/tabaco.pdf> 52 ページ。

4) 日本薬剤師会雑誌, 57, 135 (2005).

5) 日本薬剤師会雑誌, 57, 299 (2005).